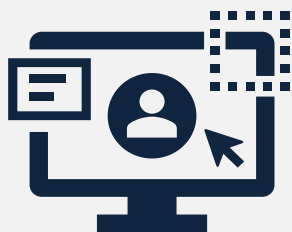


2022年 就業規則の改訂はお済ですか!?

今年は、10月に施行された改正育児・介護休業法をはじめ、多くの法改正が行われるとともに、コロナ禍への対応を経て、各企業における新しい働き方も、少しずつ形が整ってきたところかと思います。これらに対し、就業規則へのルールの特文化や周知等、必要な対応は出来ていますでしょうか。下記を確認し、対応が出来ていない、又は、気になることがある場合には、是非、ご連絡ください。

働き方
社内ルール変更



労働時間管理
長時間労働対応



各種法改正対応



セクハラ、パワハラ、マタハラ、
ハラスメント防止



ワークライフバランス



- ✓ 法改正への対応を実施していない
 - ✓ テレワークが本格化した、そのルールが明文化されていない
 - ✓ 新しい手当を導入したが、計算方法がどこにも規定されていない
 - ✓ 今年だけでなく近年、就業規則の見直し自体を行っていない
- etc.

※次頁では、今年の法改正を一覧にまとめているので、対応が完了しているかご確認ください。

(参考) 2022年1月以降の主たる法改正

労務関係

労働・社会保険関係

税務その他

2022.1

健康保険法
・傷病手当金の支給期間の通算化
雇用保険法
・マルチジョブホルダー制度

源泉所得税/住民税
・退職所得の算出方法の変更

2022.3

健康保険法
・協会健保の保険料率変更

2022.4

育児介護休業法
・雇用環境整備、個別の周知
意向確認の措置の義務化
・有期雇用労働者の育児・介護休業
取得要件の緩和

雇用保険法
・雇用保険料率改定 (9.5/1000)
国民年金法
・年金手帳の廃止

個人情報保護法
・事業者の守るべき責務が追加
・ペナルティ（法定刑）の強化
源泉所得税/住民税
・退職所得の申告書変更

女性活躍推進法
・一般事業主計画の101人以上の企業への義務化

パワハラ防止法（改正労働施策総合促進法）
・中小企業への適用拡大

2022.10

育児介護休業法
・出生時育児休業
・育児休業の分割取得

雇用保険法
・雇用保険料率の変更

労働者協同組合法
・10月1日～法施行

最低賃金法
・地域別最低賃金額の変更

健康保険法/厚生年金保険法
・短時間労働者に対する適用拡大
・被保険者資格の勤務要件の変更
・育児休業中の保険料免除要件の見直し

2023.1

所得税法
・国外居住扶養親族の要件の見直し

2023.4

労働基準法
・中小企業に対する割増賃金率の
適用猶予措置の廃止

育児介護休業法
・育児休業の取得状況の公表

※赤字箇所は、就業規則の改訂が必要となる法改正となります。

就業規則の作成及び改訂、
その他人事労務に関するご相談等は、
弊社担当者又は下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フオートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>